

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

アメリカ合衆国産せいようすものの生果実に関する植物検疫実施細則（平成13年3月27日付け12生産第1143号生産局長通達）4（2）ウ